

災害時要援護者避難支援制度の取組事例

1 支援組織概要

組織名：宮崎6丁目自治会 (宮前区) 世帯数：約530 世帯

2 取組概要

市から受け取った名簿を基に、地域の災害時要援護者にアプローチをしています。

基本的には、要援護者の個人的なつながりのある近所の方に個別に支援をお願いしているケースが多く、日頃の見守りを含めた活動については、民生委員児童委員と連携しています。

3 取組経過等

以前は、発災時になってから名簿を活用することとしており、普段からの活用には至っておりませんでしたが、平成20年度からは町会長と民生委員児童委員で名簿を共有し、地域の要援護者の把握や見守り活動に活用するようになりました。

本町内会は、比較的、戸建住宅が多く、風水害の被害の影響も少ない地域であるため、この地域特性を考慮した支援内容の検討や、隣近所などの支援の輪を広げていくことを今後の取組として考えています。

4 取組詳細

1 登録者数・・・ 9 名

2 支援者設定の考え方

要援護者の方ご本人が、つながりのある近所の方に直接、災害時に支援していただくようお願いしています。

3 取組方法

<初回訪問>

- ・市から名簿を受領後、会長と民生委員児童委員で要援護者のお宅を訪問しています。
- ・訪問時には、「隣近所に頼りになる人がいるか」「家族などの緊急連絡先」「身体などの状況」「災害時に必要となる物」などの聞き取りを行っています。

<平常時の対応>

- ・毎年1回、会長と民生委員児童委員と一緒に要援護者を訪問し、身体状況等を確認するようにしています。
- ・このほか、民生委員児童委員が様々な機会を捉えて様子を確認しています。
- ・避難所開設訓練時に車椅子の使い方等のメニューを取り入れ、いざというときに避難支援が円滑にできるように啓発しています。

<災害発生時の対応>

- ・地域では震災時の一時避難場所の公園を決めており、2時間後に避難所に避難することとしています。
- ・支援を行う方の身の安全を確保し、避難所等で一定程度状況が収まった段階で安否確認を行います。
- ・風水害時には、地形等の特性上、大きな被害が生じる可能性は低く、むやみに避難させるよりも、状況に応じて自宅に留まっていただくケースが多いと考えています。

5 他団体との連携

<民生委員>

- ・会長と名簿を共有し、要援護者への初回訪問をはじめ、日頃からの見守り活動など、平常時から町内会と一緒に取り組んでいただいています。

6 工夫している点

- ・日頃からの見守りや訪問の際などに、要援護者の方の施設入所や長期入院などが判明した場合には、災害時要援護者避難支援制度からの登録抹消の手続きをお願いすることもあります。
- ・平成27年度に地域での見守りについてのアンケートを実施しました。今後アンケート結果を取りまとめ、意見を参考に取組を検討していきます。